

1. 議 事 日 程 (4日目)

(平成23年那智勝浦町議会第1回定例会)

平成23年3月11日

9 時 開 議

於 議 場

日程第1	議案第2号	平成23年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計予算……………	163
日程第2	議案第3号	平成23年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計予算……………	175
日程第3	議案第4号	平成23年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計予算……………	178
日程第4	議案第5号	平成23年度那智勝浦町住宅地資金貸付事業費特別会計予 算……………	181
日程第5	議案第6号	平成23年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計予算……………	182
日程第6	議案第7号	平成23年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計予算……………	183
日程第7	議案第8号	平成23年度那智勝浦町下水道事業費特別会計予算……………	184
日程第8	議案第9号	平成23年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計予算……………	186
日程第9	議案第10号	平成23年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計予算……………	191
日程第10	議案第11号	平成23年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事 業費特別会計予算……………	192
日程第11	議案第12号	平成23年度那智勝浦町東牟婁郡公平委員会共同設置事業費 特別会計予算……………	193
日程第12	議案第13号	平成23年度那智勝浦町水道事業会計予算……………	195
日程第13	議案第14号	平成23年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算……………	199

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	左 近 誠	2番	蛭 川 勝 彦
3番	中 岩 和 子	4番	森 本 曦 夫
5番	田 中 幸 子	6番	湊 谷 幸 三
7番	小 谷 一 郎	8番	太 田 干 士
9番	橋 本 謙 二	10番	引 地 稔 治
11番	曾 根 和 仁	12番	東 信 介
13番	田 中 植	14番	山 縣 弘 明

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(16名)

町 長	寺 本 眞 一	副 町 長	植 地 篤 延
教 育 長	笠 松 昭 紀	消 防 長	東 正 通
参 事 (総務課長)	潮 崎 有 功	総務課新病院 建設推進室長	西 田 秀 也
会 計 管 理 者	岡 崎 順 子	病 院 事 務 長	八 木 敦 哉
税 務 課 長	濱 口 博 之	住 民 課 長	寺 本 資 久
福 祉 課 長	福 居 和 之	観 光 産 業 課 長	瀧 本 雄 之

建設課長 塩地 勇夫

水道課長 田原 忠幸

教育次長 小玉 常夫

総務課企画員 畑中 卓也

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 藪本 活英

事務局副主査 加味根 涼

事務局副主査 脇地 健

~~~~~ ○ ~~~~~

9時00分 開議

〔4番森本曦夫議長席に着く〕

○議長（森本昇夫君） おはようございます。

ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第2号 平成23年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計予算

○議長（森本昇夫君） 日程第1、議案第2号平成23年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） おはようございます。159ページをお願いします。

議案第2号平成23年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計予算について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億8,475万8,000円と定めるものでございます。一時借入金につきましては、1億5,000万円の借入限度額を設定しております。

次、164ページをお願いします。予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1 総括としまして、歳入、款1国民健康保険税から款12諸収入まで、歳入合計は27億8,475万8,000円で、対前年度6.9%の増でございます。

次のページをお願いします。

歳出です。款1総務費から款11予備費まで、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

歳出合計の本年度予算額の財源内訳は、国県支出金8億1,725万円、その他11億7,962万5,000円、一般財源は7億8,788万3,000円でございます。

国民健康保険事業の状況につきましては、本年度加入見込み世帯数4,011世帯、加入率で47.5%、また被保険者数は6,974人、加入率39.6%を見込んでおります。

本年度の予算につきましては、去る2月9日に国民健康保険運営協議会を開催させていただき諮問いたしましたところ、原案どおり答申をいただいております。

なお、厳しい国保財政が強いられておる中で、保険税についても、今後検討されるよう助言されております。

次の166ページをお願いします。

2 歳入でございます。款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税は4億441万4,000円で、前年度より2,720万円の減となっております。節1現年度課税分3億8,629万6,000円で、1世帯当たり10万6,978円、1人当たり6万614円となります。節2の滞納繰越分

につきましては、1,811万8,000円を計上させていただいております。

目2の退職被保険者等国民健康保険税は5,229万4,000円で、前年度より667万円の増で計上してございます。節1現年度課税分5,129万9,000円で、1世帯当たり12万8,248円、1人当たり8万5,356円となります。節2の滞納繰越分につきましては、99万5,000円を計上させていただいております。

次のページの一般、退職を合わせまして計4億5,670万8,000円、対前年度2,053万円の減となっております。

168ページをお願いします。

款4の国庫支出金、目1療養給付費等負担金5億1,105万7,000円につきましては、説明欄記載の一般保険医療給付費負担金から前期高齢者納付金に対する34%の国庫負担金でございます。

目2の高額医療費共同事業負担金1,208万7,000円につきましては、共同事業として行っています1件80万円を超える高額医療費を対象としたもので、保険者間の運営基盤の安定のため各市町村が拠出している共同事業拠出金に対する4分の1の国庫負担金でございます。

目3の特定健康診査等負担金298万8,000円につきましては、特定健康診査及び保健指導に係るもので、健診者数や保健指導者数をもとに算出した3分の1の国庫負担金でございます。

次に、項2の国庫補助金、目1財政調整交付金1億5,967万1,000円につきましては、定率国庫負担金では対応し切れない市町村間の財政不均衡を調整するためのもので、説明欄記載の普通調整交付金1億5,325万5,000円は、一般被保険者の医療費や高額医療費に対する100分の9が交付されるものでございます。特別調整交付金641万6,000円につきましては、市町村の特殊事情あるいは広報活動等に対する交付金を見込み計上してございます。

目2の出産育児一時金補助金27万円につきましては、一昨年の国民健康保険条例の改正によりまして、出産育児一時金が4万円引き上げられています。国庫補助金は、この引き上げられた4万円に対しまして、平成22年度は2分の1の1件2万円でしたが、平成23年度は4分の1で1件1万円となりまして、出生件数27件を見込み計上させていただいております。

次のページの款5療養給付費交付金、目1の療養給付費交付金1億4,500万円は、対前年度457万1,000円の減となっております。これにつきましては、退職被保険者の年金受給開始から65歳未満までの療養給付費等により社会保険支払基金から交付されるもので、退職者に係る医療費等の見込みによるものでございます。

次の款6前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金6億9,664万2,000円は、対前年度1億9,728万円の増となっております。65歳から74歳までの医療費に対するもので、前期高齢者の加入者数の多い保険者への支援として、全保険者間の財政調整を行いまして、その加入率により社会保険支払基金より交付されるものでございます。平成22年度は、平成20年度の精算分の減額が見込まれていたことから、減額になりましたが、その分、今年度は大きく増加となったものでございます。

款7の県支出金、目1高額医療費共同事業負担金1,208万7,000円につきましては、国庫負担

金同様1件80万円を超える高額医療費に係る歳出の共同事業拠出金の4分の1の県負担金を受け取るものでございます。

下段の目2の特定健康診査等負担金298万8,000円につきましても、国庫負担金同様、特定健康診査及び保健指導に対する3分の1の県負担金を受け入れるものでございます。

170ページをお願いします。

項2の県補助金、目1財政対策補助金262万4,000円につきましては、重度心身障害児者医療費及び老人医療費国庫補助等の国庫負担金の減額波及分に対する2分の1の県費補助金でございます。

目2の財政調整交付金1億1,347万8,000円のうち、説明欄記載の普通調整交付金1億575万1,000円は、国庫負担金の減額により県費から交付されているもので、療養給付費等の7%を受け入れるものでございます。特別調整交付金772万7,000円は国庫負担金から振りかえられた1%に当たるもので、医療費適正化として行っている医療費通知や収納率の向上を図る取り組み、また保健事業に対する県からの交付金でございます。

款8の共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金2,417万2,000円につきましては、国庫負担金にもございましたが、県内の国保保険者が行う1件80万円を超える高額医療費に係る共同事業で、歳出の共同事業拠出金に対する2分の1が国保連合会から交付されるものでございます。

目2の保険財政共同安定化事業交付金3億1,279万7,000円につきましては、1件30万円以上の医療費が対象で、8万円から80万円までにかかる分が交付対象となりまして、その100分の59が国保連合会から交付されるもので、歳出の拠出金と同額を計上させていただいております。

次の171ページの款10繰入金、目1一般会計繰入金3億3,117万円で、前年度より637万3,000円の増でございます。節1保険基盤安定繰入金8,440万円につきましては、低所得者に対する軽減措置と保険者支援措置とになっていまして、軽減措置に対しては県4分の3、町4分の1、保険者支援に対しては国2分の1、県4分の1、町4分の1となっております。国、県分につきましては、一般会計で受け入れし、町負担分と合わせ、本会計で受け入れするものでございます。受け入れします金額につきましては、国庫負担分762万2,000円、県負担分5,567万8,000円、町負担分2,110万円となっております。節2のその他一般会計繰入金2億4,677万円につきましては、一般財源化され繰入基準となっております職員給与費、国民健康保険事務費、出産育児一時金、保険財政安定化支援事業やその他分となっております。

172ページをお願いします。

款12諸収入、目1の雑入100万円につきましては、交通事故等の求償事務を国保連合会に委託しておりますが、前年度同様、交通事故等の第三者行為による徴収金等を計上させていただいております。

173ページをお願いします。

3の歳出でございます。款1総務費、目1一般管理費3,677万4,000円につきましては、兼務

職員もございますが、職員4名の人件費のほか関係する事務費でございます。対前年度303万6,000円の減でございます。前年度は国庫補助対象事業でありましたレセプト電子化対応に係る国保連合会システム改修に係る分担金が大きかったことが主な要因となっております。174ページをお願いします。節19負担金補助及交付金178万4,000円は国保連合会事務費に係る町負担分で、被保険者数割等により算出されておまして、前年度と同額で据え置かれております。他の経費については、前年度と大きな相違はございません。

項2の徴税费、目1賦課徴収費は1,279万9,000円を計上させていただいております。節4の共済費、節7賃金につきましては、国保税徴収業務2名の臨時雇い社会保険料と賃金でございます。次の175ページをお願いします。節13委託料382万1,000円につきましては、各地区集金人に対する収納業務委託料166万円と法改正と課税状況様式変更等に対応する電算システム改修委託料216万1,000円でございます。他の経費については、前年度と大きな相違はございません。

次の項3の運営協議会費、目1運営協議会費9万7,000円につきましては、国保事業の運営に関する事項を審査させていただいておりますが、その運営協議会に係る費用を計上させていただいております。

次に、176ページをお願いします。

医療費の関係でございます。款2保険給付費、目1一般被保険者療養給付費15億2,604万円につきましては、一般被保険者に係る保険者負担分で、対前年度1億1,336万円の増、これにつきましては、対象人数は減少しましたが、1人当たりの医療費が上がったことによるものでございます。1人当たり医療費、一般分28万5,601円、5,047人の保険者負担分と、それに70歳から74歳及び6歳までの就学前分48万7,406円、1,326人分に対する8割の保険者負担分を計上してございます。

目2の退職被保険者等療養給付費1億1,019万6,000円につきましては、退職者に係る保険者負担分で、対前年度2,207万5,000円の減でございます。これにつきましては、対象人数は増加しましたが、1人当たりの医療費が下がったことによるものでございます。1人当たりの医療費26万1,934円、601人分の保険者負担分7割を計上してございます。

目3の一般被保険者療養費2,335万2,000円につきましては、コルセット、あるいはまた柔道整復・鍼灸治療等に要したもので、これにつきましては、対象人数は減少しましたが、1人当たりの療養費が上がったことにより、対前年度913万6,000円の増を見込んで計上させていただいております。療養給付費同様、費用額に対する7割の保険者負担分を計上しております。

目4の退職被保険者療養費252万3,000円につきましては、1人当たりの費用額5,996円、601人分の保険者負担分を計上しております。

目5の審査手数料555万5,000円につきましては、国保連合会への診療報酬明細書の内容審査手数料で、前年度同様1件につき57円68銭の9万6,300件分を計上してございます。

次に、項2の高額療養費、目1一般被保険者高額療養費につきましては2億970万4,000円、対前年度4,322万4,000円の増でございます。1人当たり3万2,905円の6,373人分を見込んでお

ります。

目2の退職被保険者等高額療養費につきましては1,058万4,000円、対前年度527万5,000円の減でございます。1人当たり1万7,610円の601人分の保険者負担分を計上しております。

次のページをお願いします。177ページです。

項3出産育児諸費、目1出産育児一時金1,134万円につきましては、平成21年10月より1子につき38万円から42万円に改正して支給しておりまして、27件分を見込んで計上させていただいております。

次の項4の葬祭諸費、目1の葬祭費162万円につきましては、1件当たり3万円の54件分を計上しております。

次の178ページをお願いします。

款3後期高齢者支援金、目1後期高齢者支援金3億288万7,000円、この支援金につきましては、後期高齢者の医療費を賄うために国保を初め全保険者が拠出するもので、後期高齢者医療費の40%を支援しております。全国の1人当たり支援金に算定上の被保険者数を乗じまして、平成21年度精算減額分を合わせ、本町の国保負担分として社会保険支払基金へ納付するものでございます。この支援金は、特定財源として国からの療養給付費負担金、国、県からの財政調整交付金及び支払基金からの療養給付費交付金、また一般財源としては国民健康保険税の支援金分を財源としてございます。

次に、款4の前期高齢者納付金、目1前期高齢者納付金85万1,000円につきましては、保険者の負担調整分として国から示されているもので、1人当たり単価に算定上の被保険者数を乗じまして、平成21年度精算減額分を合わせ、社会保険支払基金へ納付するものでございます。

179ページをお願いします。

款5の老人保健拠出金、目1老人保健医療費拠出金119万9,000円、この拠出金は老人保健医療費に要する費用に対するもので、社会保険支払基金へ拠出するもので、平成21年度実績により医療費拠出金精算に係る分及び平成23年度調整分ですが、未確定部分がありますが、現時点で支払基金から示された数値により計上してございます。

次に、款6の介護納付金、目1介護納付金1億4,399万8,000円は、対前年度812万4,000円の増となっております。これにつきましては、介護サービスの費用に係る利用者負担分を除いた50%は公費負担で、残り50%を被保険者が負担することになっております。被保険者が負担する50%のうち、4割が介護保険特別会計で徴収されている65歳以上の第1号被保険者の保険料で、残り6割分が国保や健保組合などの加入者の40歳から64歳までの介護保険第2被保険者の保険料で負担することになっており、国保は保険税に上乗せし徴収しておりまして、社会保険支払基金へ納付するものでございます。

下段、款7の共同事業拠出金、目1高額医療費共同事業拠出金4,834万6,000円につきましては、医療費1件80万円を超える部分の100分の59を国保連合会へ拠出するもので、過去3カ年の医療費の割合により算出するものでございます。

次の180ページをお願いします。

目2 保険財政共同安定化事業拠出金 3億1,279万7,000円につきましては、歳入でも少し触れましたが、各国保保険者が拠出して保険財政の安定を図るため県単位で行っている事業で、30万円以上の医療費が対象となっております、それらの8万円から80万円に係る分の100分の59を医療費や被保険者数をもとに算定されております、国保連合会へ拠出するものでございます。

款8 保健事業費、目1 特定健康診査等事業費1,799万9,000円は、特定健康診査と保健指導に係る費用で、40歳から74歳までのすべての方を対象に糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的に実施しています。受診率は対象者数の約28%、1,500人を見込んでおります。また、保健指導につきましては100人を予定しております。節13の委託料1,573万6,000円につきましては、郡医師会と契約をして町内医療機関での個別健診、それに健診車による集団健診に係る健診委託費用でございます。特定財源につきましては、基準額の国3分の1、県3分の1と、県の特別調整交付金となっております。

次の181ページをお願いします。

項2の保健事業費、目1 保健事業費484万2,000円につきましては、本事業の内容としまして、節8 報償費は、3年と5年以上の医療費のかからなかった方々に対する健康優良家庭表彰、それに節13の委託料では30歳代を対象とした内科健診、いわゆる一般的にわかば健診と言われております健診委託、医療費適正化を目的とした診療報酬明細書点検委託等を予定しております。引き続き医療費適正化に努め、その抑制に努めていきたいと考えております。

182ページをお願いします。

款10諸支出金、目1 償還金及還付加算金100万円につきましては、国保資格異動等の場合に生じる国保税の過誤納付金の還付金でございます。

次の183ページ以降に給与費明細書をつけさせていただいております。説明のほうは省略させていただきます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

11番曾根君。

○11番（曾根和仁君） 1点確認と1点質問をいたしたいと思います。

確認いたしたいことは国保料ですけれども、今年度は、昨年度と同じもしくはほとんど上がっていないと、昨年度並みに抑えていただいていると理解してよろしいのかどうかということです。

1点質問したいことは、ちょっと気になる国の方針がありまして、これは昨年5月に厚生労働省が市町村に対して、保険料の引き上げですとか徴税強化を求めているという、そういう通達でもって、一種命令ですね、出しているということなんですけれども、先ほど課長の説明では、国の国保の会計が苦しいので、今後町としても考えざるを得ない、料金の引き上げも示唆するようなことを述べられていましたけれども、その辺、実際にそういう通達が来ているのかどうか。この情報源は赤旗新聞の3月10日で、田中幸子議員に頼まれて取っていて、時々いいこ

とが載っているんですけども、実際このとおりなのかどうかです。町はこれを受けて、今後実際どういう方針でいくのか、その辺、課長とできれば町長の答弁を聞かせていただきたいと思っています。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 1点は確認ということなんですけど、税の関係です。

基本的に、平成20年の税率改正ですね、ちょうど後期高齢者医療制度が発足した前の年ですが、その年から改定しまして、税率は改正してございません。課税対象となる所得なり被保険者数の減少等により、税全体的な減少になりましたけど、税率の改正は行ってございません。

もう一点、昨年5月に厚生労働省のほうからの通達というふうな形で言われていますけど、実際、全国的に国保会計に対する、いわゆる一般会計からの基準外の繰り出しというのが、平成21年度決算を見ましても三千数百億円という、全国的になんですけど出ております。

それと市町村——市はないんですけど、町によっては、やはり一般会計からの繰り入れできない中で、繰上充用といった翌年度の財源を用いるといったような手段も講じられているところもあるようでございます。国の財政が、国保財政というより各市町村の、全国市町村の国保財政が苦しいという中で、本町におきましても、先ほど言いました平成20年以來の改正はございません。ただ、その平成20年のときは、十三、四年ぶりだったかと思うんですが、税改正を行わせていただきましたけど、やはり今現在、改正後もなかなか苦しい国保財政、いわゆる一般会計からの大きな繰り入れをいただいている状況が続いている中で、昨年11月にも協議会を開かせていただきまして、これは諮問という形じゃなしに開かせていただきまして、委員さん方の意見を伺っております。そのときは、その時点の国保財政の状況というのを説明しまして、去る2月の初めには2度目の国保協議会を開きまして、当年度予算を示したわけでございます。そんな中では、やはり当局から説明する中では、やはり一般会計からの繰入金が大きくあらわれている中で、今後やはり税率の改正についても、上げると限定じゃなしに見直しといえますか、税率についても検討が必要じゃないかという助言をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（森本昇夫君） 11番曾根君。

○11番（曾根和仁君） 町長にも答弁をお願いしてあったんです。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今課長答弁のとおりでございます。国保協議会のほうでいろいろと言われておりますことを重々に検討しながら、今後国保運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森本昇夫君） 11番曾根君。

○11番（曾根和仁君） ありがとうございます。

今後、税率の引き上げがあるということなんですけど、本年度は、とにかく前年度と同じで抑えていただいたということは、町長の公約、住民負担は従来どおりという公約、今年度は果たしていただいたということで、大変評価いたしたいと思います。

ただし、今後引き上げということなんですけども、先ほどの課長の説明で、住民の世帯の大体47%というんで、半分近くが那智勝浦町の世帯、国保に入っているということなんで、値上げになると大変苦しいと思います。

それと徴収方法ですけども、これも滞納していると、従来でしたら、同じ町民同士ということでかなり緩い徴収だったのが、今度厳しくなると。回収機構等に回されると、差し押さえ等も出てくると。

私は、住民の方々から聞いたのは、やはり回収機構が突然家に来て、家を差し押さえと言うたんで、その方は慌てて金融機関から借金をして一度に払ったと。支払ったのはいいけど、その人は、でも新たな借金を抱えてしまったという人がありまして、その方は、町の担当者は、そういう回収機構にもし行ったら、そういう差し押さえが来るというような、そういう説明は一切なくて、けんか別れみたいな感じになった。その後、回収機構が来てそういうこと。だから、そういう払わない人が悪いというのがありますけども、回収機構のその辺のも、町の徴収の方からも親切な説明ですかね、してあげていただけたらと思います。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 先ほど税率の関係で答申——答申と申しますか、運営協議会で協議させていただいている中でお話ししましたことは、あくまでも厳しい国保財政状況というような感じなんですけども、今後税率について検討するというので、必ず上げるという方向で検討するという意味じゃなしに、状況を見ながら運営協議会の意見も伺って今後進めていく、検討していくという意味でございます。

回収機構の関係につきましては、税務課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（森本昇夫君） 税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） 徴収等のことにつきまして、徴収しております税務課のほうからお答えさせていただきます。

税務課としましては、税というのは、公正に課税して、公平に徴収したいと常々考えております。その中で、基本的には期限内に自主納付していただくというのが基本でございます。事情があつて、やむを得ず間に合わない場合等もあるとは思いますが、税でございますので共通して支払っていただく。それ相応に所得割とか、資産割とか、その人の収入以上にかけているわけでもございませんし、平等に法に基づいて課税させていただいております。それに対して、実際に調査なりして余裕があれば、預金等があれば、当然差し押さえして換価するのが基本でございます。

今までどうと言われましても、あれなんですけども、そういうふうには必ず法的に滞納処分をさせていただくということ、今後も住民の皆さんに周知するよう十分努力させていただきたいと思っております。

また、回収機構へ移管する場合におきましても、事前に必ず催告書も送らせていただいております。今後、もっと回収機構で厳しい滞納処分するようなことも当然あるので、これはもう県下平均して同じことをやっておりますので、本町としても、そのレベルに近づいていき

いと、今努力しているところでございます。その辺、ぜひ御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 私も、11番議員が言われた税率について一つお伺いしたいと思います。

この175ページの国民健康保険運営協議会委員の選任、まず問題にしたいと思います。

これは、新宮市との合併協議の中で、新宮市はこの中に、これより多かつたと思いますけどね、人数は。2人の非被用者代表というような形で、2人の委員を選任しておったわけですが、那智勝浦町は皆非被用者の方ばかりで、被用者の方、先ほど非被用者2人といいましたが、被用者を代表して2人と。あとの方は非被用者代表といいますが、我々みたいな国民健康保険の保険に入っている方が、加入者があとの委員に充てているということで、必ずしもこの保険税率といいますが、これを決定するに当たっては、国民健康保険の加入者だけで決めているわけでないですね、答申をしているわけでないですね、被用者の代表の方も意見を述べているという、そういうシステムになってあるわけです。

この国民健康保険の加入者の方だけでいろいろ答申いたしますと、低いほうがいいんですから、低い税率でもって答申を受けにくくと、ああ、それでいいよということになりますわ。私も、保険料は安いほうがいいんですからね。というところで、あと60%の方が被用者の方でありますんで、その健康保険に入っておりますんで、やっぱりそういう人の意見はどうなのかなということも、一つ参考にしていただきたいと思うんです。恐らくその人たちは、そら国民健康保険の加入者は優遇されてあるやないかと。というのは、繰入金は、ほかの自治体より多いではないかというような、そういう意見も吐くと思うんですよ。たしか和歌山県では3番目に多かつたと思うんですね、基準額よりか、基準よりか多く繰り入れしていると、自治体では3番目ぐらいに位置しておったと思うんですね。やっぱりここを是正していかないと、財政の改革にならんと思うんですね。そこでもって、一つ30市町村のほかの27市町村ですか、26市町村ですか、そこに近づけていくような、我々も同じような、古座川町とも串本町とも同じような率で払えばいいですよ。同じなんですからね、公平性ということであればですね。

そういうことで、ひとつここへ、委員にも被用者代表の方も1人か2人入れてもらって、その人たちの意見も聞く。その人たちの意見も聞いて、その保険の税率も上げるんなら上げる、下げることはないと思いますがね、ひとつお願いしたいと思います。

私は低い方ほうがいいですよ。だけど公平性ということから見れば、やっぱりある程度水準に持っていかざるを得ないと思うんですが、その点、町長どうお考えですか。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 確かに運営協議会のメンバーにつきましては、それぞれ被保険者ということで被保険者代表、あるいはまた医師、薬剤師代表、また公益代表というような形で9名選任しております。そのメンバーからすると、やはり国保被保険者ということで、低いほうにいいというような意見がと言われておりましたけど、やはり今回2月に開催いたしました運営

協議会の中でも、委員のメンバーの中からも、やはり今のこの国保財政状況を説明させていただいたところ、やはり見直しに——見直しというんか、やはりそういった時期に来ているのかなというような意見を出していただいた方もございました。ただ、今年度は——今年度といえますか、平成23年度につきましては、改定は行わないという結論をいただきましたけど、やはりその答申の中にも今後、先ほど言いましたように改正に向けては、やはり十分といえますか、改正に向けて、やはりそのような時期に来ているんじゃないかなというような意見もいただいております。そういうことも踏まえまして、検討させていただきたいというようなふうに思っております。

また、繰入状況ですけど、確かに平成23年度、過日補正予算で御可決いただきましたように、基準外繰り入れというんですか、その他一般繰り入れが多くなってきております。少しその年度によりまして国からの交付金が、過年度の精算等々かかる関係でふえている部分がありますんで、平成23年度予算の基準外は、平成22年度と比較すると1億7,000万円ぐらいですか、そのぐらいで済んでいると言うたらちょっと語弊ありますけど、済んでおります。

そういったこともございますが、やはり県内の繰り入れの状況を見ますと、やはり多いほうなので、今後はその運営そのものもそうなんですけど、運営協議会のメンバーの件ですが、任期は2年となっております、この10月が改選時期になります。それぞれの各部門からの代表ということで選任していただいておりますが、議員さん言われましたような被用者代表ですか、そういったことも選考の際には、そういった意見も十分認識した中で改選に当たっていききたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） この問題は以前から、基準額より繰入金が多いんじゃないかと、多いということが問題になっておまして、行財政の特別委員会の中でもいろいろ議論があるところなんですよ。しかしながら、担当課がそういう意見であったとしても、やはり町長が、もうええよと、今までどおりでええんやというようなことであれば、そらできませんわ。町長、その点、先ほども答弁お願いしたんですが、答えなんだと、その点についてどう思いますか。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

私、公約は、町民の負担を現状維持ということを公約に上げております。そういった中で、国保の徴収率、全国的に言いますと80%ぐらいまで下がってきていると。うち、今92%ぐらいなんかな、徴収率が。そういった中、景気低迷の中で、上げていくと徴収率が下がるんか、その辺も加味しながら、いろいろと担当とも協議しながら、国保協議会のほうで平成23年度においては、平成24年度の国保の分は料率改定するかせんかということも、一応諮問していただいております。そういった結果を見ながら、今後はどれぐらいの上げ幅がええんか、それとも据え置いても持ちこたえられるんか。ただ、今の町民の中で考えていきますと、できる限りそういうことは抑えていきたい。ただ、一般財源からの負担が大きくなるというのも、これはなかなか耐え切れないというところもあるんで、そのバランス的なところで、今後

は協議会のほうとも十分検討していただいて、考えてまいりたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 町長、勘違いしたら困りますよ。あれですよ、町民の負担を上げないとか上げるとかという問題と違うでしょうが、これが。公平性の問題なんですよ。

それは、住民の皆さんが100%国保に加入していれば、それで結構ですよ。60%の方が、ほかの協会けんぽとか共済とか、いろんな健康保険に加入しているんでしょう。この繰入金は税金なんですから、あとの60%の方の税金もそこへ入れてあると、そういう制度なんです。そういうことなんですよ。あとの60%の人たちは何の恩恵もこうむってないんですよ。その人たちは、この基準額に応じて健康保険、料か税か知りませんが、納めてあるんです。ただ、非被用者が被用者かということだけでもって差別を受けてある。だから、私は公平にすべしやと、同じ健康保険なんですからね、どこが保険者であったって。それを公平に、一遍に公平にというわけにもいかないけど、徐々に公平に持っていくべしやと、そういうことを言っているんですよ。

公平性から見地から、やはり優遇されている、国保加入者だけが優遇されてあるんだから、そこからあたしをきちっとしたほうがええんと違いますかと。そのためには被用者代表の方も、この運営協議会の委員に選任したらどうですかという提案をしてあるんです。その人たちの意見はその中に入らんのですよ。

先ほど課長が言っていたのは、私も存じていますけどね、その方。その方は、正義感でもって言うてある。その人も国保の加入者なんですよ。その人も安いほうがええんですよ、国保税が。しかし、そういう正義感からもって、そういう意見を吐いてあると。そういうことなんで、その60%の人が恩恵をこうむっていない。その60%の人の税金もそこへ投入しているということなんですからね、そこからあたしを考えると、もう一度御答弁をお願いします。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 公平性ということから、私は先ほど答弁の中でバランスの上でと言うたように、徴収率が下がることによって、より負担が一般財源のほうになっていくのか、そういうのをかんがみながら、保険料率も国保の協議会のほうで審議していただいて、それをバランスのとれたような形は導いていただきたいと、そのように考えておるところです。

○議長（森本昇夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） ほかのところが、新宮市だって、串本、この近隣、古座川、太地、国保の基準額を上げておると、税率を上げておるということで、うちより多いんですよ。繰入金は少ないんですよ、率が。そんな徴収率なんか関係ないですよ。徴収率は、先ほど税務課長も言ったように、徴収の額は応分の負担をしてもらおうと。収入の多い人は率も高い、収入の少ない人はゼロの人もあるんですね、ゼロの人も。別に国保税を上げたからといって、上がったからといって、その人が、ほかの市町村と同じような税率であれば、それは払えるんと違いますか。

税が、不当に那智勝浦町だけが高い税率にするということであれば、それは不満があって、ひょっとしたら払わない人も出るかと思いますが。それはやはり税務課が一生懸命になって、

納めてもらうような努力をすればいいんですね。やはり今財政が厳しい中、ほかの町村も皆そういうふうにして、そりゃゼロにしてあげたいですよ、ようけ金あったら。産油国なんかゼロでしょう、金があるから。ないところは応分の負担をしてもらわなければならないということで、応分の負担をしてもらおうでしょう。応分の負担をしてもろうたらいいですよ。何でも応分の負担をしてもらっているでしょう、ほかの町民税にしる固定資産税にしる。なぜ国保税だけが、ほかの町村より優遇しなければならないかと。そういうことも考えて、やはり公平性ということがありますんで、60%の方がその恩恵に浴してないんですよ。その人たちの税金も使ってあるということなんで、そこらあたりはひとつ、もう一遍御答弁をお願いします。

○議長（森本昇夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 先ほども言いましたように、ただ、うちの所得の中からはいくと200万か前後、300万円の間の方が、これ以上上がると負担は高くなっていく。そら確かに周辺よりは、郡内周辺よりは、うちは税率としては低いですが、それが私の政策上やるべきことであれば、そういう据え置きもいたし方ないと、そのように考えていますけど、ただ、今後はバランスの上に立ってそれを、保険料改定も含めて見直していくことは担当課とも、指示して考えているところでございます。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 済みません。先ほど私、議員さんの質問の中の運営協議会の委員の代表の関係で、少し間違っただけで答弁してしまいました。一応、被保険者代表3名、あるいは医師、薬剤師3名、それに公益代表3名ということで、この中で被保険者の関係は6名でありまして、他の健保というんですか、その方代表は医師、薬剤師の方で3名加入しております。訂正させていただきます。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第2号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時56分 休憩

10時27分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第3号 平成23年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計予算

○議長（森本昇夫君） 日程第2、議案第3号平成23年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 189ページをお願いします。

議案第3号平成23年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計予算について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,435万円と定めるものでございます。一時借入金については、3,000万円の借入限度額を設定しております。

192ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1総括としまして、歳入、款1後期高齢者医療保険料1億4,585万6,000円、歳入に占める割合は37%でございます。款3繰入金2億4,849万円、歳入に占める割合は63%となっております。歳入合計の本年度予算額は3億9,435万円でございます。

次のページの歳出ですが、款1総務費から款4予備費まで、歳出合計、本年度予算額は歳入と同額で、全額一般財源でございます。後期高齢者医療事業の被保険者数は3,234人、加入率18.4%と見込んでいます。

194ページをお願いします。

歳入でございます。款1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料は1億4,585万6,000円で、この後期高齢者医療保険料につきましては、各市町村からの所得情報等に基づきまして、和歌山県後期高齢者医療広域連合で賦課額を算定し、各市町村に通知されたものでございます。徴収率98.9%、1人当たりの保険料4万5,420円となっております。節1現年度分特別徴収保険料9,472万9,000円、節2の現年度分普通徴収保険料5,032万1,000円、節3の滞納繰越分80万6,000円を計上させていただいております。

款3の繰入金、目1一般会計繰入金2億4,849万円で、節1事務費繰入金1,047万9,000円は、広域連合の特別会計におけます賦課徴収費等事務費に係る納付分を一般会計から繰り入れるものでございます。節2の保険基盤安定繰入金5,750万9,000円につきましては、一般会計で受け入れしました県4分の3の保険基盤安定制度負担金4,313万1,000円に4分の1の町負担

分1,437万8,000円を加え、広域連合への納付分として一般会計から繰り入れするものでございます。次の195ページをお願いします。節3の療養給付費繰入金1億7,802万4,000円につきましては、医療費の12分の1の町負担で、平成23年度分として既に広域連合において納付分として算出されておまして、一般会計から繰り入れするものでございます。節4のその他一般会計繰入金247万8,000円は本町後期高齢者医療事務に係る一般管理費徴収費等の事務費を一般会計から繰り入れしていただくものでございます。

次に、197ページをお願いします。

歳出でございます。款1総務費、目1一般管理費75万1,000円は、本特別会計の事務費を計上してございます。前年度は電算システムに係る2件の委託料が大きかったことから340万3,000円の減となっております。

項2の徴収費、目1徴収費は163万円で、主なものとしましては、節11の需用費で封筒納付書等の印刷製本費64万5,000円、役務費関係の通知書等で64万6,000円、節13の委託料16万円は、普通徴収保険料等の収納業務委託料でございます。

次に、198ページをお願いします。

款2の後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金3億9,186万8,000円につきましては、歳入で受け入れます後期高齢者医療保険料1億4,585万6,000円、一般会計より繰り入れる事務費繰入金1,047万9,000円、保険基盤安定繰入金5,750万9,000円及び療養給付費繰入金1億7,802万4,000円を広域連合へ納付するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 1点お尋ねいたします。

194ページになりますが、滞納繰越分ありますね、80万6,000円、これに関連いたしまして、ペナルティーはあったかどうか、これは広域連合長の裁量で決まるわけでございますが、このペナルティーについてあったかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 194ページの滞納繰越分の80万6,000円の関係で、資格者証の関係ですが、現在資格者証の発行対象者はございません。

○議長（森本昇夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） この後期高齢者の保険料の納め方につきましては、年金からの天引きが多いですね、年間18万円以上の方は、多分その対象者だったと思うんですが、さらにまた9割軽減というような大幅な軽減措置がありまして、払にくい人というのは、恐らくなかろうと思うんです。だから滞納は、本来起こりにくいシステムの中でこれがスタートしたわけございまして、滞納繰り越しの取り扱いについては、やっぱり公平の点から、私も後期高齢者になりましたけれども、やっぱり厳しくやりませんと、恐らく月何百円というような数字になろうかと思うんですね、9割も軽減するわけですから。年間にかかる医療費を積算した上で人口で割



っていく、そして割り出していくんですけれども、やはり最低限の負担はやっぱりしてもらい  
ませんと、やっぱり全体の制度そのものが崩れるわけですから、気ままな点はやっぱりぴちっ  
とやってくださいよ。

滞納繰越分につきましては、いずれの保険料、使用料もそうですけども、全体にやっぱり影  
響するわけですから、その点について、滞納繰越分の取り扱いはこれからどうしていくんか、  
お尋ねしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） 滞納分の取り扱いについて、徴収担当しております税務課のほうでお  
答えさせていただきます。

確かに、後期高齢者制度につきましては開始時からいろいろありまして、今9割軽減とか、  
かなり大きな軽減がかかっているのは事実でございます。その中で、80万円ぐらいの滞納繰り  
越しを予定しております。お年寄りのことでございますし、担当の者が行って制度の説明もあ  
りまして、そんなのも兼ねてなるだけ回って、説明しがてら収納に努力するようにしておりま  
す。ですので、ほかのものに比べたら、滞納分の徴収率も50%を超えるぐらい徴収させていた  
だいております。平成21年ですけども、平成22年度も同じぐらい行っているかと思えます。あ  
と残りは、やはりどうしても生活状態が苦しくなったりする人もおられますので、ある程度調  
査して取れないものについては、また執行停止、不納欠損等の処理も、今後していくこともあ  
ろうかと思えますけども、徴収には一層努力してまいりたいと思えます。よろしくお願いた  
します。

○議長（森本昇夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 私もお年寄りですけどね、だれでも苦しいのは苦しいんですよ、9割も  
軽減して、何百円でしょう。月何百円ですよ。そらまあ、お年寄りのところへ行って、私も  
気の毒ですわ。だから、そういうことをやり始めますと、すべて崩れていきますんで、冷たい  
ようですけども、何百円ですから、取れる努力はさらに続けてください。その上で、やっぱり  
ペナルティーはペナルティーとして科さなくてははいけない。集団ですからね、その点を厳しく  
してもらおうようお願いいたします。終わります。

○議長（森本昇夫君） 税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） 議員さんおっしゃるとおり、今後とも一層努力してまいりたいと思  
います。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

3番中岩君。

○3番（中岩和子君） 1点だけお尋ねをいたします。

後期高齢者医療広域連合納付金というのがございますんですけど、それへ滞納されている方  
はどういうふうな形になっているんでしょうか。また、その滞納されている方は介護サービ  
スを受けられないのでしょうか。そこら辺、ちょっとお教えてください。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） ただいまの質疑は滞納されている方に対する広域連合へ納付する納付金の関係とのことだと思うんですけど、一応広域連合に納める、先ほど申しましたように納付金につきましては何種かございまして、その中に保険料の部分がございまして、これにつきましては、平成23年度分として後期高齢者へ納めるというんですか、その基礎となる所得情報というのを広域連合のほうへ既に行きますので、送付しますので、それに基づいて賦課されますので、その滞納している方云々というのは、現年度分にははね返らず、滞納は滞納として残っておりますので、平成22年度で残った滞納分については、平成23年度で徴収するような形になっております。

以上です。

○議長（森本昇夫君） 3番中岩君。

○3番（中岩和子君） 広域連合のほうに納付は、もう全員の分がされているということでございまして、当然滞納されている方も介護サービスを受けることができるんですね。ですから、ぜひ9番議員じゃないですけど、その点を、徴収のほうをどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 済みません。1つ、先ほどの介護サービスの関係で落ちました。

介護サービスについても、変わりなく受けることができるようになっています。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第3号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第4号 平成23年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計予算

○議長（森本昇夫君） 日程第3、議案第4号平成23年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長田原君。

○水道課長（田原忠幸君） 199ページをお願いいたします。

議案第4号平成23年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計予算について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,978万3,000円と定めるものとございます。

第3条は、一時借入金を、最高額は5,000万円と定めるものとございます。

203ページをお願いします。

予算に関する説明書のうち、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1 総括、歳入、款1分担金及負担金から款6町債まで、歳入合計といたしまして2億1,978万3,000円でございます。前年度と比較いたしまして44.1%の減でございます。要因といたしまして、町債及び国庫支出金の減となったことによるものとございます。

次の204ページをお願いいたします。

歳出でございます。款1総務費から款4予備費まで、歳出合計といたしまして2億1,978万3,000円、歳入合計と同額でございます。財源内訳といたしましては、地方債2,400万円、その他160万円、一般財源が1億9,418万3,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

2 歳入、款1分担金及負担金、項1分担金、目1水道費分担金151万2,000円は25件分を計上しております。

項2負担金、目1他会計負担金160万円は、消火栓設置工事4カ所分です。

款2材料及手数料、項1使用料、目1水道使用料につきましては、本年度1億3,287万円、前年度と比較しまして0.6%の増でございます。

目2量水器使用料につきましては、本年度161万8,000円、前年度に比べまして1.3%の増でございます。

次のページをお願いします。

款3繰越金、目1繰越金につきましては、本年度2,402万9,000円を予定しております。

款4繰入金、目1一般会計繰入金3,015万2,000円につきましては、宇久井簡易水道整備事業により高津気地区への区域拡張工事を行った際、その財源の一部として辺地債を借り入れましたが、その償還に対する交付税措置分を一般会計から繰り入れるものとございます。

なお、辺地債の交付税措置分は償還額の80%であり、本年度の償還額は615万2,000円であります。また、過疎債分として2,400万円を繰り入れるものです。

次のページをお願いいたします。

款5諸収入、目1雑入400万1,000円は、消費税還付金でございます。

款6町債、目1簡易水道事業債2,400万円につきましては、説明欄記載の配水管布設整備事業の財源として起債の借り入れを予定しております。

209ページをお願いいたします。

歳出でございます。款1総務費、目1一般管理費9,713万3,000円につきましては、前年度と比較しまして6.4%の増でございます。人件費の職員給与費は4名分で、前年度と変わりございません。節7の賃金につきましては、作業員3名分でございます。節11需用費2,689万3,000円のうち、説明欄の消耗品費212万8,000円の主なものは、水源地で使用する薬品の購入でございます。光熱水費1,476万円は、水源地や中継所など9カ所施設の動力費、電灯料でございます。修繕料893万5,000円は、量水器の取りかえ、量水器再生修理、漏水に係る修繕をお願いするものでございます。次のページをお願いいたします。節12役務費271万3,000円のうち、通信運搬費189万3,000円の主なものは、各水源地や配水池などと太田川浄水場との電話専用回線使用料及び本庁との財務会計回線使用料でございます。手数料46万4,000円の主なものは、水質検査手数料でございます。節13委託料2,036万1,000円につきましては、検針業務、水道料金徴収業務、水質検査委託、膜モジュール薬品洗浄作業委託をするものであります。

次のページをお願いいたします。

款2工事費、項1施設整備事業費、目1配水管布設工事費5,133万7,000円につきましては、説明欄記載の8件の工事を予定しております。

次のページで、目2宇久井簡易水道整備事業費、本年度1,591万2,000円をお願いしております。

款3公債費、目1元金、本年度3,189万2,000円、前年度に比較しまして27.4%の増でございます。

目2利子2,300万9,000円は、前年度に比較しまして8.3%の減でございます。

次のページをお願いいたします。

款4予備費、目1予備費50万円につきましては、前年度と同額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第4号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第4 議案第5号 平成23年度那智勝浦町住宅宅地資金貸付事業費特別会計予算**

○議長（森本昇夫君） 日程第4、議案第5号平成23年度那智勝浦町住宅宅地資金貸付事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 221ページをお願いします。

議案第5号について御説明申し上げます。

議案第5号平成23年度那智勝浦町住宅宅地資金貸付事業費特別会計予算。

平成23年度那智勝浦町の住宅宅地資金貸付事業費特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ486万7,000円と定めるものでございます。

222ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算でございます。歳入の款1繰入金から款3繰越金まで、歳入合計486万7,000円、次のページの歳出の合計、同額でございます。

226ページをお願いします。

歳入の関係でございます。款1繰入金、目1一般会計繰入金は、当初予算額1,000円で、今回、昨年に引き続き一般会計からの繰入金は予定しておりません。

款2諸収入、目1住宅宅地資金貸付金元利収入476万7,000円につきましては、9名、14件の貸付金の町への返還金でございます。現年度分元金が384万7,000円、利子分61万円、計445万7,000円と滞納繰越金が31万円、6名、10件を見込んでおります。また、未納となっている方々は、平成13年度から平成22年度まで6名の滞納となっております。滞納原因といたしまして、営業不振が主でございますが、おくれながらも分割納付していただいております。また、滞納家庭を訪問しまして徴収を重ねているところでございますが、今後とも未収入の解消に努力いたす所存でございます。

款3繰越金、節1繰越金9万9,000円につきましては、前年度の繰越金でございます。

次のページをお願いします。

歳出の関係でございます。款1公債費、目1元金及び目2利子につきましては、いずれも国11件、県10件、計21件の起債償還に対するものでございます。

なお、平成22年度末地方債現在高見込み額につきましては1,969万8,000円で、最終償還年度は平成30年度となっております。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第5号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第6号 平成23年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計予算

○議長（森本昇夫君） 日程第5、議案第6号平成23年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 229ページをお願いいたします。

議案第6号平成23年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計予算について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ856万円とするものです。

第2条では、一時借入金の限度額を5,000万円と定めております。

234ページをお願いいたします。

2の歳入ですが、款1財産収入、目1財産貸付収入800万円につきましては、財団法人和歌山県交通安全協会へ那智勝浦自動車教習所用地として貸し付けているものでございます。

目2の利子及配当金56万円は、土地開発基金の利子を見込んでおります。

235ページです。

3歳出です。款1諸支出金、目1土地開発基金費856万円は、歳入の財産貸付収入及び基金利子を土地開発基金へ繰り出し、積み立てるものでございます。

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第6号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第7号 平成23年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計予算

○議長（森本昇夫君） 日程第6、議案第7号平成23年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 237ページをお願いします。

議案第7号平成23年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計予算について御説明いたします。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ525万5,000円と定めるものでございます。

240ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入の款1財産収入から款5諸収入までの本年度予算総額は525万5,000円であり、歳出合計額も同額であります。

242ページをお願いいたします。

歳入でございます。款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及配当金23万円は、奨学基金積立金に対する利子でございます。

款5諸収入、項1貸与金元金収入、目1奨学資金貸与金元金収入502万2,000円は、平成9年度生から平成20年度生までの貸与者、延べ36人からの償還金を受け入れるものでございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費69万5,000円は、対前年度8万7,000円の減となっております。これらは奨学金を貸与するための選考委員会委員報酬

を初めとした事務費等と奨学基金積立金であります。

款2奨学金貸与事業費、項1奨学金貸与事業費、目1奨学金貸与事業費456万円は、昨年度より72万円の減となっております。これは平成22年度の借り入れ申込者が少なかったことによるものです。節21貸付金の456万円ではありますが、この奨学金の貸し付けを受けられる条件は、学力、資質が優秀であり、かつ健康で、経済的理由により学費の支弁が困難であると認められる高校生等並びに大学生等に無利子で貸与するものでありまして、今年度は平成20年度生から平成23年度生までの高校等課程の7人と大学等課程の8人の計15人に貸与するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第7号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第8号 平成23年度那智勝浦町下水道事業費特別会計予算

○議長（森本昇夫君） 日程第7、議案第8号平成23年度那智勝浦町下水道事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長田原君。

○水道課長（田原忠幸君） 245ページをお願いいたします。

議案第8号平成23年度那智勝浦町下水道事業費特別会計予算について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,206万5,000円と定めるものでございます。

次に、250ページをお願いいたします。

歳入でございます。款1分担金及負担金、目1下水道費分担金、節1受益者分担金57万円に

つきましては、家事用2戸、業務用1戸を予定しております。

款2 使用料及手数料、目1 下水道使用料319万6,000円は、現在稼働中の家事用55戸、業務用4戸に新規加入見込み3戸を合わせて62戸の使用を予定しております。

目2 量水器使用料6万1,000円につきましても、口径13ミリから75ミリの60戸分でございます。

款3 繰入金、目1 一般会計繰入金につきましては3,823万8,000円をお願いいたしております。

次のページでお願いします。

歳出でございます。款1 総務費、目1 一般管理費、本年度2,262万6,000円をお願いしております。節11 需用費558万6,000円につきましては、浄化センターの電気料、機械設備の余剰汚泥ポンプ分解整備、No.2の最終沈殿池汚泥かき寄せ機分解整備、量水器の修理、道路上に設置しておりますマンホールの修理等に係るものでございます。節13 委託料886万1,000円は、説明欄記載の維持管理費設備点検委託から次のページ的那智山浄化センター維持管理業務委託に係るものでございます。前年度と特に変わりはありません。節18 備品購入費は、量水器の購入に係るものでございます。

款2 公債費につきましては、目1 元金、目2 利子、合わせまして1,943万9,000円で、前年度と余り変わりございません。

253ページから257ページまでに給与費明細書を添付しております。

258ページは下水道事業債償還見込みに関する調書です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 250ページの新たな加入3戸ですが、私はちょっと聞き漏らしたんで、これを含めて62戸でございましたか。その点、再確認したいと思います。

○議長（森本昇夫君） 水道課長田原君。

○水道課長（田原忠幸君） ことし予定している加入個数なんですけども、62戸を予定しております——済みません。63戸。というのは、尊勝院さんが、寺が1件入ってきましたので、済みません。申しわけございません。新規です。

○議長（森本昇夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） たしか84ぐらいありましたかね、最初スタートしたときには。那智山の対象となる戸数は84ぐらいだったと思うんですね。今、やっところまで10年以上かかっていますかね、来たんですけども、いかにも残った方は何らかの非協力といいますか、最初スタートはちょっと万全を期したところがなかったようなことがあったと思うんですよ。そういったことで、自分ところで浄化槽を持っているところもありますし、いろんなことがあって、当初から入ってもらいにくい、トラブルといいますかね、先方の了解をきちんと得ないままスタートしたというような、そういう感が否めないんですけども、それがまだまだ63戸、あと20戸ぐら

い残ってきているんですね。多分大口もあるだろうと思うんですけども、今回もこれ、営業が1カ所ありますね。

そういったことで、4,000万円ぐらい持ち出しておりますかね、そんな中でずっと加入者の勧誘といたしますか、早く入ってもらいなさいということをお願いしてきたんですけども、やっぱり残ってきた。最初のスタートから問題がありましたけども、ここも全戸入っていただきますように、要するに那智川河口の那智海岸のやっぱりきれいな快水浴場百選にも入っていただきましたかね、そのことでもありますので、だからこの下水道につきましては、すべて入ってもらうような努力をしてもらいたいと思いますね。あと20戸大変ですけども、その努力をお願いしたいと思います。

○議長（森本昇夫君） 水道課長田原君。

○水道課長（田原忠幸君） 私ども職員一同、一丸となって加入促進を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第8号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第9号 平成23年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計予算

○議長（森本昇夫君） 日程第8、議案第9号平成23年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 259ページをお願いいたします。

議案第9号について御説明申し上げます。

議案第9号平成23年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計予算。

平成23年度那智勝浦町の介護保険事業費特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億5,132万9,000円でございます。前年度と比べまして5,983万5,000円、3.76%の増額となっております。この主な要因は、利用者増による国庫負担金、繰入金、支払基金交付金等の増によるものでございます。

264ページをお願いします。

歳入の関係でございます。款1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料2億5,645万8,000円につきましては、65歳以上の方の保険料でございます。節1 現年度分特別徴収保険料2億3,394万円につきましては、老齢年金が18万円以上の方から年金受給時に差し引かれるものでございまして、被保険者数5,570名分を計上させていただいております。節2 現年度分普通徴収保険料2,017万8,000円につきましては、老齢年金が18万円未満の方及び年度途中本町に転入された方並びに年度途中満65歳を迎えられた方からの保険料で、被保険者数590名分でございます。節3 滞納繰越分234万円につきましては、1月現在の滞納額1,800万円の13%を計上させていただいております。

款2 使用料及手数料、目1 督促手数料1万円を計上させていただいております。

款3 国庫支出金、目1 介護給付費負担金2億8,056万5,000円につきましては、保険給付費の居宅給付費見込み額の20%分、施設サービス給付費見込み額の15%の国の負担分でございます。

265ページをお願いします。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金1億1,845万円につきましては、介護保険財政の市町村間の調整を行うため、第1号被保険者の年齢や所得の状況等で交付されるものでございまして、保険給付費見込み額の8.22%相当分でございます。

目2 地域支援事業交付金1,410万4,000円につきましては、平成18年度からの介護保険制度改正による介護予防としての事業でございます。節1 地域支援事業介護予防交付金95万3,000円は介護予防事業費の25%相当分でございます。節2 地域支援事業包括的支援事業等交付金1,315万1,000円につきましては、包括的支援事業費等の40%相当分でございます。

款4 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金4億7,045万8,000円につきましては、40歳から64歳の第2号被保険者の方の保険料分でございます。説明欄の社会保険支払基金より交付されるもので、保険給付費の30%相当分でございます。

款5 県支出金、目1 介護給付費負担金2億2,785万6,000円につきましては、保険給付費の居宅給付費見込み額の12.5%分、施設サービス給付費見込み額の17.5%分が県の負担分でございます。

266ページをお願いします。

項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金705万1,000円でございますが、節1 地域支援事業介護予防交付金47万6,000円は、国費に連動する介護予防事業費の12.5%相当分、節2 地域支援事業包括的支援事業等交付金657万5,000円につきましても、国費に連動する包括的支援事業費等の20%相当分でございます。

款6 財産収入、目1 利子及配当金10万円は、介護給付費準備基金利子でございます。

267ページをお願いします。

款7繰入金、目1一般会計繰入金、節1介護給付費繰入金2億259万9,000円につきましては、保険給付費介護予防事業費の12.5%の町負担分と包括的支援事業費の20%分の町負担額でございます。節2その他一般会計繰入金につきましては、職員給与費、事務費に係る介護保険事務関係経費に対する一般会計からの繰入金でございます。

項2基金繰入金、目1介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金、節1第1号被保険者保険料軽減分353万8,000円につきましては、介護報酬の改定に伴う保険料の上昇分を抑制するため、財源として特例基金からの繰入金でございます。

目2介護給付費準備基金繰入金2,003万8,000円は、介護保険料の軽減のため準備基金積立金から繰り入れするものでございます。

268ページをお願いします。

款9諸収入、目2雑入につきましては、介護予防計画作成料などの収入1,075万円を見込んでおります。

269ページをお願いします。

歳出の関係でございます。款1総務費、目1一般管理費2,250万7,000円は職員3名の給与費等を初めとします介護保険の事務的経費に係るものでございます。270ページをお願いします。節25積立金10万円につきましては、介護給付費準備基金積立金として本会計の安定を図るために積み立てするものでございます。

項2徴収費、目1賦課徴収費230万6,000円でございますが、この科目は介護保険料の賦課徴収に係る経費でありまして、納付書、督促状の印刷、通信運搬費等が主なものでございます。

271ページをお願いいたします。

項3認定調査費1,493万7,000円でございますが、この科目は認定申請に基づく訪問調査や認定審査等に関する経費でございます。訪問調査につきましては、3人が専従でこれに当たっております。審査件数につきましては、平成21年度で1,268件でございます。節12役務費819万7,000円でございますが、手数料792万円につきましては、主治医意見書作成手数料及び判断料などでございます。

款2保険給付費15億6,438万1,000円のうち、目1居宅介護サービス給付費8億7,587万7,000円につきましては、前年度と比べて6.48%の増となっております。要因としまして、居宅介護サービス給付費の増が主な要因でございます。説明欄記載の特定入所者支援サービス費25万4,000円につきましては、施設サービスの居住費と食費が全額自己負担になりますが、所得の低い方は居住費と食費の利用者負担に上限額が設定されます。これにより、所得の低い方は負担限度額までの支払いとなり、残りは特定入所者支援サービス費として事業者を支払われます。年間35件の予定でございます。介護予防サービス給付費6,809万円でございますが、介護予防訪問介護、通所介護リハビリ等の際に行うサービスでございます。延べ2,800件を予定しております。地域密着型介護予防サービス給付費328万円につきましては、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護に係るもので、年間延べ40件で、介護予防福祉用具購

入費78万3,000円につきましては、入浴用いす、腰かけ便座等の福祉用具購入の補助を行う予定でございます。36件を見込んでおります。介護予防住宅改修費445万7,000円は、40件の予定でございます。段差解消、手すり等の改修費補助でございます。

272ページをお願いします。

介護予防サービス計画給付費1,075万円は、予防のためのケアプラン作成に給付するものでございます。延べ2,500件を見込んでおります。居宅介護サービス給付費5億2,442万4,000円は、ホームヘルパー、デイサービス等による介護を受ける者に給付するもので、年間延べ9,400件を見込んでおります。居宅介護福祉用具購入費269万8,000円は90件、居宅介護住宅改修費764万6,000円は60件を見込んでおります。居宅介護サービス計画給付費6,785万1,000円は介護1から5の人のケアプラン作成に給付するもので延べ5,100件、地域密着型介護サービス給付費1億8,564万4,000円は中・重度の方で、住みなれた自宅または地域で生活が継続できるように日常生活圏内に拠点を置き、通いを中心に訪問や泊まりを組み合わせたサービスを提供するものでございます。年間延べ1,100件を見込んでおります。

目2施設介護サービス給付費6億4,950万1,000円につきましては、前年度と比べて0.9%、599万9,000円の減となっています。この主な要因は、実績に伴う施設介護サービスの利用者減を見込んでおります。節19負担金補助及交付金で、説明欄記載の特定入所者介護サービス費6,585万7,000円につきましては、町民税非課税世帯の要介護者が介護保険3施設に入所したときやショートステイを利用したときに、食費、居住費の利用者負担は所得に応じた一定額となりまして、負担の軽減が図られるものでございます。延べ2,500件を予定しております。施設介護サービス給付費5億8,364万4,000円は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の介護保険施設の入所サービスに係る給付費でございます。延べ2,340件を予定しております。

目3審査支払手数料213万4,000円につきましては、介護保険給付費に伴うレセプト審査の国保連合会の委託に係る経費でございます。

項2高額介護サービス費、目1高額居宅介護サービス費1,043万9,000円は1,500件及び目2高額施設介護サービス費2,243万円は、1,900件の計3,286万9,000円につきましては、医療保険同様、1カ月の利用者負担額の合計額から所得区分ごとに定める利用者負担額上限額を控除して超えた額を高額サービス費として支給されるものでございます。

273ページをお願いします。

目1高額医療合算介護サービス費400万円につきましては、介護保険及び医療保険の自己負担額を合算して年間の限度額を超えた場合に申請して認められると、高額医療合算介護サービス費として超えた額を支給されるものでございます。

款3地域支援事業費、項1地域支援事業管理費、目1一般管理費540万2,000円でございますが、この科目は介護システム借り上げなどの一般管理費でございます。274ページをお願いします。節18備品購入費につきましては、地域包括支援センター用公用車買いかえをお願いするものでございます。これは平成8年の車両の買いかえということでお願いしたいと思います。

目1介護予防事業費381万4,000円でございますが、節13委託料の317万4,000円につきましては、説明欄の生活機能評価委託は医師会に委託するもので、15件分を見込んでおります。通所型介護予防事業委託は、施設に通所し介護予防のために運動機能向上トレーニングを行うものでございまして、延べ120人分を計上させていただいております。地域介護予防活動支援事業委託は、閉じこもり予防事業委託として延べ2,868件、訪問型介護予防事業委託は、特定高齢者の方に口腔機能向上や介護予防サービス支援などを行うために、20名分を計上させていただいております。

275ページをお願いします。

項3包括的支援等事業費、目1包括的支援等事業費3,782万5,000円でございますが、介護支援専門員等による介護予防サービス、総合相談支援等を行う事業でございます。節13委託料650万円につきましては、地域自立生活支援事業委託で、介護保険認定者などの配食サービス等支援、延べ1万食、350万円、生活支援事業、これデイでございます。180万円。高齢者実態把握事業で120万円を計上させていただいております。節19負担金補助及交付金2,984万7,000円でございますが、備考欄の町社会福祉協議会補助金につきましては、地域包括支援センター事業にかかわる主任介護支援専門員及び社会福祉士、保健師等に対する人件費補助金でございます。包括的支援等事業は、介護予防サービスのマネジメント、すなわちハイリスクグループの選定及び要支援、要介護になるおそれの高い者等を対象とする介護予防サービスの提供と地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービス等の調整、相談等を行うものでございます。節20扶助費140万円につきましては、家族介護用品給付費として、紙おむつ60名分を給付予定でございます。

款4諸支出金、目1償還金及還付加算金、節23償還金利子及割引料15万5,000円につきましては、過誤納金還付金として計上させていただいております。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第9号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第10号 平成23年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計予算

○議長（森本昇夫君） 日程第9、議案第10号平成23年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 283ページをお願いいたします。

議案第10号について御説明申し上げます。

議案第10号平成23年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計予算。

平成23年度那智勝浦町の通所介護事業費特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,357万5,000円と定めるものでございます。

本事業は平成14年度から開始したデイサービスセンターゆうゆう、通所介護施設に係る事業でございます。運営は、管理者、生活指導員、看護職員、調理員等スタッフ17人体制で、社会福祉法人紀友会へ委託しておりましたが、平成18年4月1日より指定管理者となっております。

通所介護サービス利用状況につきましては、年間延べ6,247名、1日平均20.2名の利用がございまして、本施設の平成21年度の開所は310日でございます。

288ページをお願いします。

歳入の関係でございます。款1繰入金、目1一般会計繰入金1,097万5,000円につきましては、施設建設に伴う起債償還元金3件と利子3件分を一般会計から繰り入れしていただくものでございます。

款2諸収入、目1雑入260万円につきましては、事業受託者からの施設維持協力金として収納するものでございます。

289ページをお願いいたします。

歳出でございます。款1公債費、目1元金及び目2利子の合計額1,097万5,000円につきましては、施設建設に伴う起債3件分に対する起債償還元金1,032万9,000円と起債償還利子64万6,000円でございます。

款2諸支出金、目1一般会計繰出金260万円につきましては、事業受託者から徴収する施設維持協力金を一般会計へ繰り出すものでございます。平成23年度未償還元金は3,304万1,574円となっております。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第10号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第10 議案第11号 平成23年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費  
特別会計予算**

○議長（森本昇夫君） 日程第10、議案第11号平成23年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 291ページをお願いします。

議案第11号について御説明申し上げます。

平成23年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計予算。

第1条、歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ317万2,000円と定めるものでございます。

296ページをお願いします。

歳入でございます。款1分担金及負担金、目1総務費負担金107万3,000円につきましては、介護認定審査会共同設置に係る太地町の負担金でございまして、負担割合は、均等割40%、人口割35%、財政割25%で、太地町の持ち分は34.9%でございます。

款2繰入金、目1一般会計繰入金199万9,000円につきましては、共同設置に係る本町の負担分でございまして、本町の持ち分は65.1%でございます。

款3繰越金10万円は、前年度の繰越金でございます。

297ページをお願いします。

歳出でございます。款1総務費、目1介護認定審査会費317万2,000円につきましては、本事業は介護保険事業に伴う被保険者認定業務を太地町と共同設置するもので、委員報酬が主な経費でございます。審査会の状況につきましては、審査会委員16名を保健・福祉・医療の分野に4



名づつ4合議体で運営し、1つの合議体は週に1回開催され、月に1回出席していただいております。平成23年度の審査会の開催予定回数は48回、審査件数は1回当たり37件の新規、更新、変更合わせ、年間1,776件を見込んでおります。

なお、平成22年12月末現在の本町の認定者数は1,071人で、第1号被保険者6,054人の認定率は17.69%でございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第11号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第12号 平成23年度那智勝浦町東牟婁郡公平委員会共同設置事業費特別会計予算

○議長（森本昇夫君） 日程第11、議案第12号平成23年度那智勝浦町東牟婁郡公平委員会共同設置事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課企画員畑中君。

○総務課企画員（畑中卓也君） 議案第12号平成23年度那智勝浦町東牟婁郡公平委員会共同設置事業費特別会計について御説明いたします。

299ページをお願いいたします。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ47万円と定めるものであります。対前年比3万7,000円、8.5%の増となっております。

304ページをお願いいたします。

歳入です。款1分担金及負担金、項1負担金、目1総務費負担金、節1公平委員会共同設置費負担金19万4,000円につきましては、説明欄に記載しておりますとおり、太地町から紀南学

園事務組合まで各団体からいただいております負担金です。各団体の負担金の額につきましては、平成22年4月1日現在の職員数を基礎として算出させていただいております。全体の職員数は637人で、負担金割合は67.6%となっております。

次に、款2繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金9万3,000円は、本町に係る負担金です。職員数は302人、32.4%の負担割合となっております。これにより東牟婁郡公平委員会を構成する団体は本町を含め4町1村6組合の11団体で、職員数は939人であります。

次のページの款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金18万3,000円につきましては、前年度からの繰越金であります。

306ページをお願いいたします。

歳出です。款1総務費、項1総務管理費、目1公平委員会費として、節1報酬から節19の負担金補助及交付金まで47万円を計上させていただいております。内容につきましては、通常の経費をお願いするもので、昨年と特に大きな変わりはありません。

なお、東牟婁郡公平委員会におきましては、これまでに勤務条件に対する不服申し立て等の事例はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第12号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時45分 休憩

13時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本昇夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第13号 平成23年度那智勝浦町水道事業会計予算

○議長（森本昇夫君） 日程第12、議案第13号平成23年度那智勝浦町水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長田原君。

○水道課長（田原忠幸君） 議案第13号平成23年度那智勝浦町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

第2条、業務の予定量でございます。(1)給水戸数は5,550戸。(2)年間総給水量170万3,000立方メートル。前年度と比べまして、0.6%の減でございます。(3)1日平均給水量は4,666立方メートルです。(4)主な建設改良事業といたしまして、配水管布設がえ工事を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入、第1款水道事業収益3億2,639万3,000円、内訳といたしまして、第1項営業収益3億2,340万6,000円、第2項営業外収益298万7,000円を予定しております。

支出です。第1款水道事業費用2億5,926万4,000円、内訳といたしまして、第1項営業費用2億2,213万4,000円、第2項営業外費用3,163万円、第3項特別損失500万円、第4項予備費50万円を予定しております。

次、2ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出予定額でございます。

収入、第1款資本的収入5,540万円、内訳といたしまして、第1項企業債5,300万円、第2項負担金240万円を予定しております。

支出です。第1款資本的支出8,494万6,000円、内訳といたしまして、第1項建設改良費5,665万8,000円、第2項企業債償還金2,828万8,000円を予定しております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額2,954万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額285万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1,715万8,000円、当年度分損益勘定留保資金952万9,000円で補てんするものであります。

第5条は、企業債の借入限度額を1事業の合計で5,300万円と定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。

第7条は、経費の流用範囲を定めたものでございます。

第8条は、経費の流用禁止項目を定めたものでございます。

第9条は、棚卸資産購入限度額を588万8,000円と定めるものでございます。

次、4ページをお願いいたします。予算に関する説明書、実施計画書でございます。

収益的収入及び支出。

収入でございます。款1水道事業収益、予定額は3億2,639万3,000円、前年度に比べまして

0.01%の減でございます。内訳といたしまして、項1 営業収益3億2,340万6,000円、前年度と比較しまして0.05%の増でございます。

項2 営業外収益は298万7,000円で、5.8%の減でございます。

次、5ページをお願いいたします。

支出でございます。款1 水道事業費用、予定額2億5,926万4,000円は前年度と比較しまして1.2%の増でございます。内訳といたしまして、項1 営業費用、目1 原水及び浄水費から目6 その他営業費用まで、合わせまして2億2,213万4,000円、前年度と比べまして5.2%の増でございます。

項2 営業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費から目3 雑支出まで、合わせまして3,163万円、16.8%の減でございます。

項3 特別損失につきましては、500万円を予定しております。

項4 予備費につきましては、50万円を予定しております。

次、6ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入、款1 資本的収入、予定額5,540万円、前年度と比較しまして59.9%の増でございます。内訳といたしまして、項1 企業債5,300万円、項2 負担金240万円を予定しております。

次に、支出、款1 資本的支出、予定額は8,494万6,000円、前年度に比べまして14.1%の減でございます。内訳といたしまして、項1 建設改良費につきましては、目1 固定資産購入費から目2 配水施設整備費、合わせまして5,665万8,000円を予定しております。

項2 企業債償還金につきましては2,828万8,000円、前年度に比べまして60.2%の減でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

資金計画でございます。この計画書に基づきまして、当年度の事業を実施していくもので、記載のとおりでございます。説明につきましては省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。このページから13ページまで記載のとおりなので、説明を省略させていただきます。

次、14ページをお願いいたします。

当年度の貸借対照表でございます。資産の部、負債の部、資本の部、それぞれ税抜きで記載しております。

まず、資産の部ですが、1 固定資産につきましては、(1)有形固定資産、土地を初めとしまして、建物、構築物等、有形固定資産合計23億9,335万7,000円、(2)無形固定資産合計38万8,000円、合わせまして、固定資産の合計23億9,374万5,000円でございます。次に、2の流動資産でございますが、現金預金を初めとしまして、流動資産合計は1億9,531万5,000円、固定資産と流動資産合計を合わせまして、資産合計は25億8,906万円になるものでございます。

次のページの負債の部でございますが、3の固定負債と4の流動負債を合わせまして、負債

合計1,771万6,000円となるものでございます。

次、資本の部でございますが、5の資本金は、自己資本金が13億7,571万1,000円、借入資本金、企業債の借入残高でございますが、6億9,720万2,000円でございます。資本金合計は20億7,291万3,000円でございます。6の剰余金でございますが、(1)資本剰余金合計が2億8,760万5,000円、(2)利益剰余金合計が2億1,082万6,000円、剰余金合計が4億9,843万1,000円でございます。資本合計は25億7,134万4,000円で、これに負債合計1,771万6,000円を合わせまして、一番下の負債資本合計25億8,906万円となり、14ページの資産合計と同額となるものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

平成22年度予算損益計算書でございますが、このページと次のページ、また18ページから19ページまでは平成22年度予定貸借対照表をそれぞれ税抜きで記載しており、記載のとおりでございます。説明については省略させていただきます。

次、20ページをお願いいたします。予算実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出。

収入です。款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益、節1水道料金3億2,073万円、前年度に比べまして0.05%の増でございます。節2量水器使用料266万6,000円、前年度に比べまして0.07%の減でございます。

目2その他の営業収益、節1手数料1万円でございます。

次に、款1水道事業収益、項2営業外収益は、目1分担金、節1加入分担金126万円でございます。

目2雑収益、節1その他雑収益172万7,000円、前年度に比べまして9.7%の減でございます。

次のページをお願いいたします。

支出でございます。款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費6,288万5,000円につきましては、前年度に比べまして1.5%の減でございます。要因といたしましては、節13修繕費で、太田川浄水場の取水施設修理によるものでございます。節1の給料は2名でございます。節3の賃金は、浄水場管理賃金4名分でございます。節10委託料683万4,000円のうち、太田川浄水場の警備委託504万円は、平日の夜間及び休日の管理業務を警備会社に委託しているものでございます。その他は、施設管理に要する委託料でございます。次の22ページをお願いいたします。節13修繕費540万6,000円のうち、取水浄水施設修理として520万6,000円をお願いしております。太田川浄水場も、開設以来相当年数が経過し、各施設の修理、改善が必要となっております。その施設の修理を予定しております。節14動力費1,652万4,000円は、太田川浄水場、市野々浄水場の取水、各配水池中継所機械等の電気料であります。

次の目2配水及び給水費2,647万4,000円につきましては、前年度に比べまして2.7%の減であります。主な要因といたしましては、修繕費、委託料の減によるものでございます。

次のページの節6委託料のうち、300万円は水道用地未登記測量業務委託をお願いするもの

です。節9修繕費1,217万9,000円は、説明欄記載の修理に要する費用をお願いするものであります。その他の項目につきましては、前年度とほとんど変わりございません。

次の目3総係費4,064万7,000円につきましては、前年度に比べまして30.9%の増であります。主なものといたしましては、次のページ、節11委託料で上水道と太田、下里、浦神簡易水道事業統合に伴う事業変更認可申請書作成業務委託でございます。他の項目につきましては、前年度とほとんど変わりございません。

目4減価償却費9,007万7,000円につきましては、前年度に比べまして0.3%の増であります。要因といたしまして、太田川浄水場の機械及び装置によるものです。

目5資産減耗費205万円は、前年度に比べまして2.4%の増であります。これは配水管布設がえによるものでございます。

次の25ページをお願いいたします。

款1水道事業費用、項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費2,203万円は、前年度に比べまして17%の減であります。

目2消費税950万円は、16.6%の減であります。

次の項3特別損失、目1過年度損益修正損500万円は、前年度と同額でございます。主な要因といたしまして、既に死亡及び破産、不明者の今後も徴収できる見込みがございませんので、民法173条第1号の規定により不納欠損処理をいたしたいために計上させていただいております。

次の項4予備費50万円につきましては、前年度と同額計上でございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出です。

収入、款1資本的収入、目1企業債5,300万円は、前年度に比べまして60.4%の増でございます。本年度は6件の配水管布設がえ工事に係る費用を予定しております。

項2負担金、目1他会計負担金240万円は、消火栓設置工事に係る一般会計の負担金でございます。

次、支出でございます。款1資本的支出、項1建設改良費、目1固定資産購入費、節1備品購入費10万円は、量水器の購入でございます。

目2配水施設整備費5,655万8,000円につきましては、説明欄記載の配水管布設がえ工事6件を予定しております。

次のページ、款1資本的支出、目1企業債償還金2,828万8,000円は、前年度に比べまして60.2%の減でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

2番蜷川君。

○2番（蜷川勝彦君） 24ページの委託料、上水道事業変更認可申請書作成業務委託1,500万円ばかりあるんですけども、これ具体的にどのようなことをするのか、教えてください。

○議長（森本昇夫君） 水道課長田原君。

○水道課長（田原忠幸君） お答えいたします。

簡水——簡易水道と上水を統合するのに、去年に基本計画の作成の予算をつけております。そして今回、国の認可ですね、要するに給水区域を上水に改めますんで、ですから下里とか太田、浦神を上水道に区域がえしますんで、そのときの国の認可が必要になるんです。そのための認可申請書の作成をお願いするものでございます。それによって国で認められて、補助金がつくという申請の作成業務でございます。

○議長（森本昇夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第13号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第14号 平成23年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算

○議長（森本昇夫君） 日程第13、議案第14号平成23年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長八木君。

○病院事務長（八木敦哉君） よろしくお願いたします。

平成23年度予算説明の前に、平成22年度の経営概要について説明させていただきます。

お手元に議案第14号の関係資料といたしまして経営状況報告書を配付させていただいておりますので、お開きください。このような資料を渡しております。この資料につきましては、本年1月分の経営状況報告書でございます。

まず、損益計算書でございますが、左から区分、予算額、当月執行額、執行累計額とありますが、執行累計額、平成22年4月から平成23年1月末の10カ月分で説明をさせていただきます。

1 病院事業収益、執行累計額が15億6,795万8,365円で、前年同期に比べ8,021万878円、4.9%の減、そのうち医業収益で13億6,411万3,391円、前年度に比べ8,516万9,434円、5.9%の減、内訳といたしまして、ア入院収益7億5,035万9,500円、前年度に比べ2,328万7,594円、3.0%の減、イ外来収益は5億6,862万8,862円、前年度に比べ6,219万9,295円、9.9%の減となっています。

次に、医業外収益でございますが、2億384万4,974円、前年度に比べ495万8,556円、2.5%の増、他会計補助金、他会計負担金、一般会計からの繰入金でございます。

一方、支出でございますが、病院事業費用の執行累計額が14億8,778万2,036円、前年度に比べ6,160万5,909円、4.0%の減となっております。病院事業収益から病院事業費用を減じた純利益は8,017万6,329円の黒字、前年度に比べ1,860万4,969円、18.8%の減となっておりますが、年度末に計上されます減価償却費などの経費を勘案いたしますと、後ほど説明させていただきますけれども、平成22年度予定損益計算書では、2,041万5,000円ほどの赤字を見込んでおります。しかしながら、2月及び3月初めの状況を見てみますと、入院患者等がかなり多くございましたので、もう少し好転するものと考えております。

次に、その下段になりますが、資本的収支に関する調べでございますが、資本的支出の執行累計額が4,559万5,730円で、建設改良費と企業債、過疎対策事業債の償還金に要した費用でございます。今後、残りの企業債と備品購入費等の支払い約2,400万円を予定してございます。

それでは、引き続き平成23年度予算の説明に移らせていただきます。

議案第14号平成23年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算について説明申し上げます。

第2条に、業務の予定量を記載してございます。病床数は150床で、うち60床が療養型となっております。次の年間患者数ですが9万7,112人で、うち入院4万992人、外来5万6,120人、1日平均患者数は342人、入院112人、外来230人を予定してございます。また、主な建設改良事業といたしまして、施設の維持補修工事及び医療機器の購入を予定しております。

2ページをお願いいたします。

第3条には、収益的収入及び支出の予定額を計上してございます。

収入、第1款病院事業収益20億4,123万9,000円、第1項医業収益18億3,625万3,000円、第2項医業外収益2億498万5,000円、第3項特別利益1,000円を予定してございます。

支出につきましては、第1款病院事業費用20億3,519万6,000円、第1項医業費用20億2,191万9,000円、第2項医業外費用1,177万7,000円、第3項特別損失150万円を予定してございます。

次に、第4条でございますが、資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入、第1款資本的収入1億1,307万9,000円、第1項企業債500万円、第2項負担金3,377万9,000円、第3項出資金500万円、第4項補助金6,930万円を計上してございます。第3項出資金は過疎対策債、第4項補助金は地域医療再生計画事業費補助金でございます。

3ページをお願いいたします。

支出でございますが、第1款資本的支出1億4,491万2,000円、第1項建設改良費1億

1,930万円、第2項企業債償還金2,561万2,000円を計上しております。資本的収入が資本的支出に対して不足する額3,183万3,000円は過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんをさせていただきます。

第5条は、企業債の目的、限度額、起債の方法及び利率、償還方法を定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。

第7条は、経費の流用範囲を定めるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第8条は、経費の流用禁止事項を定めるものでございます。

第9条は、棚卸資産の購入限度額を4億9,124万5,000円と定めるもので、材料費の中の薬品費、診療材料費、医療消耗備品等の合計額となっております。

5ページをお願いいたします。5ページから7ページは実施計画です。実施計画に当たりましては、これを詳しく掲載したものが26ページから34ページの実施計画明細書で、後ほど説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

平成23年度の資金計画です。この計画に基づきまして、当年度の事業を行っていくものでございます。受入資金、1事業収益から7一時借入金まで合計24億9,298万2,000円、支払資金は1事業費から6その他まで合計額が23億1,189万3,000円、差し引き額1億8,108万9,000円につきましては、平成24年度へ繰り越し予定の現金となります。

9ページをお願いいたします。9ページから15ページまでは給与費の明細となっております。職員については101名の予定となっております、前年度からは1名減となっております。

以下、それぞれ記載のとおりですので、省略させていただきます。

16ページをお願いいたします。16ページから19ページまでは平成23年度末の予定貸借対照表で、税抜きで記載しております。

まず、資産の部でございますが、1固定資産、(1)有形固定資産は、イ土地、ロ建物を初め7億3,923万9,000円、(2)無形固定資産168万2,000円を合わせました固定資産合計が7億4,092万1,000円の予定でございます。

17ページをお願いいたします。

2流動資産について、(1)現金・預金が1億8,108万9,000円、(2)未収金が3億7,770万4,000円、この大部分は国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金などへ請求する診療収入でございます。(3)貯蔵品、(4)前払金を合わせまして、流動資産計5億7,872万9,000円、資産合計といたしまして13億1,965万円となる予定でございます。

18ページをお願いいたします。

負債の部でございます。負債の部でございますが、3の流動負債の計といたしまして1億582万9,000円、うち(1)未払金1億572万9,000円を予定してございます。

次の資本の部でございますが、(1)自己資本金の計が11億7,748万6,000円、(2)借入資本金、

イ企業債でございますが、借入資本金計1億663万5,000円で、資本金計12億8,412万1,000円となる予定でございます。

19ページをお願いいたします。

5剰余金でございます。(1)資本剰余金と(2)利益剰余金を合わせまして7,030万円のマイナスで、18ページの3流動負債、4資本金と合わせまして、負債資本計13億1,965万円となる予定でございます。これは先ほど説明させていただきました17ページの資産計と合致するものでございます。

20ページをお願いいたします。

平成22年度予定損益計算書でございます。次の21ページの下から3行目を見ていただきますと、当年度の純損失、先ほど資料のほうで説明させていただきましたけれども、当年度の純損失が2,041万5,000円、前年度繰越欠損金と合わせて平成22年度の未処理欠損金が3億1,363万7,000円を見込んでございます。

次の22ページから25ページまでは平成22年度の予定貸借対照表でございます。22ページと23ページは資産の部、24、25ページは負債、資本の部となっております。それぞれ記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

26ページをお願いいたします。実施計画明細書でございます。この26ページと次の27ページは収入の明細になっております。

第1款病院事業収益、項1医業収益、目1入院収益は10億1,630万8,000円で、前年度に比べて8,957万3,000円、9.7%の増、これは現状の患者数を勘案し、前年度より急性期で2名増を見込んだことによるものでございます。説明欄記載のとおり、急性期で1日平均72人、1日平均2万9,900円、前年度より1,200円増で見込んでおります。また、療養型でございますが、1日平均40人、診療収入で1日平均1万5,600円、2,350円の増で見込んでおります。

次に、目2外来収益でございますが、7億6,884万4,000円を計上しております。前年度より4,775万7,000円、5.8%の減、これも現状の患者数を勘案し、前年度より1日の患者数を5人減じて見込んだことによるものでございます。1日平均230人、1人1日平均診療収入を1万3,700円、また診療収入は600円減を見込んでございます。

目3その他医業収益といたしまして、5,110万1,000円、前年度より29万3,000円、0.6%の増、内訳といたしまして、節区分1室料差額収益2,323万8,000円、以下それぞれの金額を計上してございます。

27ページをお願いいたします。

項2医業外収益、目1他会計補助金1億2,866万9,000円、目2他会計負担金6,855万2,000円につきましては、一般会計からの繰入金となっております。以下、記載のとおりでございます。

目4補助金69万5,000円につきましては、外国人看護師候補者就労研修支援事業に係る国庫補助金でございます。

28ページをお願いいたします。このページから33ページまで支出の明細を記載しております。

す。

目1 給与費についてでございますが、12億447万円、前年度に比べ6,748万6,000円、5.9%増、医師11名、看護師56名、准看護師5名、医療技術員20名、事務員9名、計101名分の給料と手当として計上しております。また、次の29ページの節区分12賃金でございますが、眼科、耳鼻咽喉科、循環器内科、糖尿内科等の診療応援、それに当直応援医師に対する賃金、看護補助者、受付などの臨時職員の賃金となっております。

30ページをお願いいたします。

目2 材料費5億1,309万円、前年度より2,124万円、4%の減、要因といたしまして、患者数を少なく見込むことによる薬品費等の減となっております。

目3 経費についてでございますが、2億3,588万8,000円、前年度に比べ302万9,000円、1.3%の減、節区分9 燃料費1,732万7,000円、前年度に比べ51万円、2.9%の減、これは重油料の減少が主な要因でございます。31ページをお願いいたします。節区分12修繕料1,700万円につきましては、前年と同額計上させていただいております。建物及び医療機器の老朽化に対処してまいりたいと存じます。節区分14賃借料2,291万6,000円、前年度に比べ501万1,000円、17.9%の減でございますが、医療機器等の借り上げなんですけれども、これが減ったことによる原因でございます。節区分16委託料1億596万1,000円、前年度に比べ191万5,000円、1.8%の増でございますが、これは接遇力の向上を図るため、職員接遇研修に係る予算計上を行っております。それが主な要因となっております。他の節区分につきましては、前年度と特に変わりはありません。

目4 減価償却費でございますが、5,702万1,000円で、前年に比べ272万3,000円、4.6%の減、MRIの償却が主な要因となっております。

32ページをお願いいたします。

目5 資産減耗費でございますが、固定資産除去費として、前年度同様200万円を計上しております。

目6 研究研修費は、医師の学会出席等の研修旅費並びに看護の質向上のための認定看護師研修等で370万円を増額計上させていただいております。

33ページをお願いいたします。

項2 業外費用でございますが、目2の支払利息及び企業債取扱諸費が642万円、前年度に比べ168万1,000円、20.8%の減、これは節区分1 企業債利子の減少によるものでございます。

その他の目については前年度と変わりございません。

項3 特別損失でございますが、前年度同様150万円を計上しております。

34ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、収入、項1 企業債、目1 企業債500万円を計上しております。これは医療機器購入に伴う資金借入れを予定しております。

項2 負担金は一般会計からの繰入金で3,377万9,000円を計上してございます。

項3 出資金500万円は過疎対策債として一般会計から出資を受けるものでございます。

項4補助金6,930万円につきましては地域医療再生計画事業費補助金で、オーダーリングシステム・電子カルテシステム等の導入に係る交付金で、平成23年度ではエックス線フィルム保存管理システム及びエックス線テレビ装置を導入いたします。補助率は100%でございます。

35ページをお願いいたします。

支出でございますが、項1建設改良費として1億1,930万円を計上してございます。節区分1工事請負費1,000万円は、病院施設維持補修に充てるものでございます。また、節区分に備品購入費1億930万円につきましては、各種医療機器の購入に充てるもので、主なものとしたしましては、補助事業では、先ほど申し上げましたエックス線フィルム保存管理システム、エックス線テレビ装置、起債対象事業といたしまして超音波診断装置、多機能心電計等の購入を予定してございます。

項2企業債償還金2,561万2,000円、前年度に比べ1,456万円、36.2%の減で、主な要因といたしまして起債償還1件、これは昭和55年度病院増改築事業分の2億3,660万円が平成22年度に終わることによるものでございます。

病院の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本昇夫君） 質疑を行います。

14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 2点お尋ねいたします。

まず1点、31ページ、委託料、職員接遇研修、非常に興味深いところでございますが、これは対象となる方々、具体的にお教えいただきたいと思っております。

もう一点、35ページ、支出の建設改良費、備品費、各種医療機器とございます。今後、新病院の建設が今具体化されてくる中で、それとの整合性といいますか、将来的に流用できるものであるのかどうかというところ、わかる範囲でお伺いしたいと思っております。

○議長（森本昇夫君） 病院事務長八木君。

○病院事務長（八木敦哉君） お答えいたします。

まず、委託料の職員接遇力向上の研修でございますが、まず主な対象は看護師、医療スタッフとなります。いろいろな研修方法がございます。金額にすると、数十万円から始まって1,000万円を超えるような研修もございますが、ちょうど折しも看護部門につきましては、現総看護師長が本年度末で退職されますので、次の総看護師長と相談をしながら看護部門については念入りに計画を立てていきたいと存じます。他の医療スタッフにつきましても、受付が中心になろうかと思っておりますが、実になる研修を進めていきたいということで、計画を進めさせていただきたいと存じます。

次に、35ページの備品購入費の関係でございます。14番議員おっしゃるとおり、次の病院へも無駄のないような、次の病院で使えるようなという御指摘だと思いますが、当然私どももその辺十分配慮してございます。

まず、予定されているのが透析用監視装置、透析の方のまず一人一人監視装置がついて、それがちょっと古い、耐用年数が来ているものをかえます。これは、当然単体の機械でございま

すので、新しい病院でも使えることになろうかと思えます。

それとポータブルの超音波診断装置、これもポータブルですので持ち運びができます。あとはレフケラトメーターという、これは眼科の検査機器なんですけれども、これも割合コンパクトで、遠視とか近視とか乱視とか、そういうふうなものをはかる機械でございます。現在のものはかなり古くて、まず時間がかかって患者さんにも迷惑がかかると。いつ壊れるかもわからないというところで、これも割合単体の機械でございますので、十分次の病院でも使えようかと存じます。

次に、多機能心電計を計画しております。これは自動解析装置といいまして、健診等でよく活躍するんですが、ある程度の心電計の波形で、異常があるところは自動的にチェックしてくるという機械でございます。健診等で内科医が診るときに結構参考になるということで、これも持ち運び等ができますので、十分次の病院にも対応できようかと思えます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本昇夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第14号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本昇夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時20分 散会